

Title	黒神聰著 『一九五三・三・一〇・欧州政治共同体構想： EC政治統合の一つの指標』
Sub Title	Satoshi Kurokami, "The idea of the European political community : March 10, 1953"
Author	田中, 俊郎(Tanaka, Toshiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.11 (1981. 11) ,p.130- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19811115-0130

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

黒神 聰著

『一九五三・三・一〇・欧州政治共同体構想』

——EC政治統合の一つの指標——

一

欧州石炭鉄鋼共同体(ECCSC)、欧州経済共同体(EEC)ならびに欧州原子力共同体(EURATOM)より成る欧州共同体(EC)は、不可侵の主権を有する国民国家間の協力を促進することを旨とする「政府間機構」とは異なり、加盟国がその主権の一部を移譲した「超国家機構」であり、これまでの国家間関係にない、まったく新しい試みである。しかしながら、ECの発展過程を振り返ってみると、その道のりは決して平坦なものではなく、成功と失敗、前進と後退を繰り返す試行錯誤の歴史を示している。⁽¹⁾

我が国におけるEC研究はEECの成立(一九五八年)前後から始まったが、これまでの研究は主として経済の分野で行なわれ、ECの発展過程においてきわめて重要な一九五〇年代前半の欧州統合の試みについて十分な研究が行なわれてきたとはいえない。それで

一三〇 (二〇二二)

も、シューターマン・プランやECCSC、プレヴァン・プランや欧州防衛共同体(EDC)については論稿が発表されてきたが、EDCと同じ運命を辿った欧州政治共同体(EPC)自体を対象とした研究はほとんど存在しておらず、せいぜいEDCを論ずる際に若干触れられるのが常であつた(一六六頁参照)。このような研究状況は、欧米においても同様であり、EPCは忘れられた存在といつても過言ではあるまい。本書はかかる研究分野のエア・ポケットを埋めるものであり、我が国初のEPCの本格的な研究である。著者の専門は国際法であり、これまでECの法的諸問題について緻密な労作を精力的に発表されてきたが、欧州統合史の分野でも「西ドイツの欧州化」など貴重な貢献をされてきた。本書は、著者が「愛知学院大学法学研究」に連載発表された論稿に筆を加えられたもので、以下の構成をとっている。

はしがき

第一部 欧州(政治)共同体条約草案の成立経緯

はじめに

第一章 Ad hoc総会の前史

第二章 Ad hoc総会および起草委員会の設立

第三章 起草委員会委員の決定と小委員会および作業グループ設置

第四章 起草委員会の活動

——第三会期に採択された六決議を中心として——

第五章 Ad hoc総会の特別方針

第六章 Ad Hoc 総会の欧州（政治）共同体規程に関する条約

草案の採択

第二部 欧州（政治）共同体条約草案の内容とその検討

第一章 欧州共同体の基本的性格

第二章 欧州共同体の各種機関

第三章 欧州共同体の管轄権

第四章 欧州共同体加盟問題と連合関係

第五章 欧州審議会との結合関係

あとがき

資料編

二

第一節は欧州政治共同体条約草案が作成された過程全体を詳述しているが、まず第一章では、一九五一年九月一日の米・英・仏三国外相会議の「ワシントン共同声明」が政治共同体構想の展開において重大な節目となり、欧州審議会諮問会議の「一九五一年二月一日勸告」が一九五二年五月二七日署名されたEDC条約第三八条に明示的に規定され、さらに、一九五二年五月三〇日「超国家的政治共同体設立に関する決定」No. 一四による欧州審議会諮問会議のECC閣僚理事会に対する提案に至った過程が明らかにされている。重要な指摘は、「EDC条約の署名は、その第三八条において明示にいわゆる政治共同体設立計画が規定されたことにより実現したといえよう（二二頁）」であり、このEDCとEPCの「抱き合わせ」

の問題について、フランスの意図は若干説明されているが、第三八条挿入のイニシアティブをとったイタリア政府の意図について説明がないのは残念である。第二章は、ECC閣僚理事会が採択した「ルクセンブルク（一九五二年九月一〇）決議」と、これに基づいてECC総会をEDC総会に相応する八七名の構成員に拡大したAd Hoc 総会の設立の経緯に論及しており、なぜAd Hoc 総会と呼ばれたのかという疑問に解答を与えている。ただ、EPC構想に関して最も重要な契機となつたルクセンブルク決議採択をめぐるポリティックスが十分に明らかにされているとはいえない。第三章は、政治共同体の予備的草案を作成することをAd Hoc 総会から委任された起草委員会、起草委員会の下に設置された四つの小委員会（管轄領域検討小委員会、政治機構検討小委員会、司法機構検討小委員会、結合関係検討小委員会）、作業グループ、情報宣伝委員会、オブザーバーの構成員のリストおよび各種会議の日程を掲げている。

第四章は、第五章とともに第一節の中心となるもので、一九五二年一月二五日から二〇日までパリで開催された起草委員会第三会期において審議検討され、採択された六つの決議、すなわち、(一)欧州石炭鉄鋼共同体および欧州防衛共同体の欧州（政治）共同体への統合に関する決議、(二)政治共同体の管轄領域に関する決議、(三)政治共同体の政治機構に関する決議、(四)政治共同体の司法機構に関する決議、(五)政治共同体と第三国および国際機構との関係に関する決議、(六)政治共同体と欧州審議会との間に樹立されるべき結合関係に関する決議、のそれぞれの内容を詳細に検討している。さらに、第

五章では、この起草委員会の六つの決議が、一九五三年一月七一〇日 E C S C Ad hoc 総会で審議され、五つの特別方針が決定された過程が詳しく論及されている。第四章と第五章を読むことによつて、これらの過程において、如何にさまざまな考えが提示され、活発な議論が展開されたかよくわかる。第六章では、Ad hoc 総会および欧州審議会の審議（一九五三年一月一四、一六一―一七）に勇気づけられた起草委員会が、一九五三年二月二六日条文化された政治共同草案を採択し、これを受けた Ad hoc 総会が一九五三年三月一〇日条約草案を採択し、E C S C 閣僚理事会へ送付した過程が述べられている。

第一部を読んで驚かされるのは、ルクセンブルク決議から条約草案採択に至るスピードである。とくに、E D C 条約作成の過程と調印後の批准の遅滞状況と比べると、時間的制約を課せられていたとはいえ、わずか六カ月で条約草案を作成するという迅速な行動は、Ad hoc 総会および欧州審議会諮問会議の構成員の欧州統合に対する熱意をうかがうことができる。しかしながら、このような過程の中で、どこまで構成国の主権を移譲するのか、逆に如何に国益を反映することができるしくみをつくりあげるのか、さらに、大国と小国との間の均衡を如何にとつていくのかといった葛藤も明らかにされている。

第二部は、欧州（政治）共同体条約草案そのものの分析にあてられている。第一章において重要な指摘は、E C S C および E D C が「石炭と鉄鋼」、「軍事」という「部門別統合方法」をとつたのに対

し、当該条約草案が「全体的統合方法」のもので連邦アプローチに基づいていることであり、さらに、起草委員会および Ad hoc 総会は、当該条約草案を「ヨーロッパ憲法」の意味で採択したわけではなく、これ以降の六カ国の国家レベルでの交渉過程で、種々の変更の可能性を含むものであつたということである。第二章は、欧州共同体の各種機関（議会、欧州執行委員会、閣僚理事会、司法裁判所、経済社会理事会）の構成、権限および機能について論及している。現行の E C との関連で、評者にとつて最も興味があるのは、共同体レベルの利益を代表する欧州執行委員会と国益を代表する閣僚理事会との関係である。起草委員会の段階では、閣僚理事会は欧州執行委員会とならんで共同体の執行機関として位置づけられていたが、Ad hoc 総会は、最終的にはこのような「二頭立執行機関」制度を採用せず、閣僚理事会を共同体執行機関から分離させたのである（二二八―二二九頁参照）。この結果、閣僚理事会は欧州執行委員会と加盟国政府との間の機能調整をはかる、バランスの役割を演ずることになったが、欧州執行委員会の超国家性を強化させている点が注目に値する。さらに、E C との関連では、一九七九年六月七、一〇日 E C の欧州議会議員直接選挙が初めて行なわれたが、ヨーロッパ人民の代表として直接選挙で選ばれる下院と加盟各国の国会より選出される上院からなる二院制議会が興味深い。

第三章は、欧州共同体の管轄権の問題を論じており、E C S C および E D C が欧州共同体に漸進的に統合され両条約に規定されている管轄権限が新しい共同体に移譲される他、新たに外交政策の分

野、経済分野、財政分野の管轄権が生じる。とくに注目したいのは、外交政策の分野における管轄権で、のちの政治連合案（第一次第二次フーシェ案）および現行のEC加盟国の政治協力を想起させる。また、経済分野でも、経済問題一般に対する管轄権は否定されているが、商品および資本の自由移動ならびに人の居住の自由に基づく「共同市場」を漸進的に実現する任務が認められており、のちのEECの原型をみいだすことができる。第四章および第五章は、欧州共同体の加入、連合、欧州審議会との関係を取り扱っている。

それらの目標は、共同体への参加を希望しない、「欧州審議会」の極めてゆるい結合のなかに相互に存在している諸国家を、漸次当該共同体との緊密な結合関係に、究極には組み入れていくこと（一六五頁）であり、このためには連合国家の閣僚理事会および上院への参加を認め、欧州審議会との密接な関係を規定している。さらに注目に値する論点は、これまで欧州審議会に対する一般の評価は低いのに対して、「欧州審議会は、いわば公開自由討論の場として設立されたものであつて、決してそれ以上の任務を有するものではなかつた。しかしながら、欧州審議会において、ヨーロッパに現存する諸問題が国家代表により、自由かつ活発に討論されたことこそ………評価されて然るべきであらう。………欧州審議会の存在なしには、当該『欧州共同体』創設に関する具体的審議は、むしろ困難であつたといわねばならない（一六三—一六四頁）」と高く評価していることである。

資料編には、欧州共同体規程に関する条約草案、共同体の特権と

免除に関する協定、欧州審議会との結合関係に関する協定の翻訳がドイツ語の原文とともに収録されている。これで、ECS C条約、EDC条約と並んで当時の基本的資料が邦訳されたことになり、著者の労を多としたい。

三

以上、本書の内容を紹介してきたが、国際法に関して門外漢である評者があえて問題点を付け加えるならば、第一に、EPCの超国家性の問題である。著者は、「当該欧州共同体が、従来の国際機構とは本質面において相当の相違点を示し、ある意味では、国家的構造により接近した要素をも具備していることは否定できない。だからといつて、また、本共同体が連邦国家的な結合関係にある法的形態とは即断できない（一六六頁）」と、EPCが新しい国家の結合形態であることを示唆されているが、いわゆる「超国家的機構」であるのかどうか、超国家性の意味とともに解答が欲しかった。

第二の問題点は、第二部において条約草案の内容について詳細な吟味が行なわれているが、第一〇四条の検討が欠落していることである。第一〇四条は、「加盟国は、その領域内において憲法的秩序および民主的の制度的維持を確保するため、欧州執行委員会に対しその援助を請願することができる。欧州執行委員会は、全員一致を必要とする閣僚理事会の同意をもつて、共同体が自らの指導により関与する権限を賦与される条件を確定する。右規定の草案は、下院成立のち一年以内に承認を得るために議会に提出される。本規定

は、共同体法律として公布される(二〇六一二〇七頁)と定めている。つまり、所定の手続が完了した暁には、加盟国の憲法的秩序および民主的の制度を維持するために加盟国は欧州執行委員会に対して援助を求めることができ、加盟国の内政に干渉することを認める可能性を示している。条約草案そのものが棚上げされた結果、この条項も実験に移されることはなかったが、アルジェリアの内乱に端を發した一九五七年のフランス国内の政治危機を考え合わせると、興味深い条項ではないかと思われる。

著者は、率直に、「本書の目的は、結局、一九五三・三・一〇欧州共同体の法的事実体を明らかにすることに限定されざるを得なかった(一六七頁)」と述べ、今後の検討課題として一九五三年三月一日以後の諸問題を挙げられているが、それらの解明を一日千秋の思いで待っているのは、評者ばかりではあるまい。

ともあれ、本書の貴重な成果によつて、我が国における欧州統合の研究がまた一歩前進したことは間違いなく、今後の一層の發展を祈つてやまない。

(黒神聰「一九五三・三・一〇欧州政治共同体構想——EC政治統合の一つの指標——」、成文堂、一九八一年、二八〇〇頁)

(1) 拙稿「欧州統合の理念とその歴史的展開——欧州共同体の歩み——」細谷千博・南義清編『欧州共同体(EEC)の研究——政治力学の分析——』、新有堂、一九八〇年所収、一頁。

(2) 経済分野に焦点をしばつた我が国におけるEC研究の詳細な文献リストは、清水貞俊「日本におけるEC研究の現状」、『世界経済評論』第

二二巻八号、一九七七年八月、を参照されたい。

(3) 右リストに収録されていないものでは、たとえば、入江啓四郎「欧州石炭鉄鋼共同体の成立」、『国際法外交雑誌』第五二巻一・二号、一九五三年三月、村野孝「シューマン・プランの一考察」、『国際法外交雑誌』第五二巻一・二号、一九五三年三月、拙稿「シューマン・プランをめぐる英国の政治過程(一)」、(二)、『法学研究』第四八巻七、八号、一九七五年七月、八月、入江啓四郎「欧州防衛共同体条約の概要」、外務省欧米局、一九五六年、田村八郎「西独再軍備への動き」、『レファレンス』第六五号、一九五六年六月、田中勇「欧州の政治的統合」、『国際政治』第二七号、一九六四年、吉村健蔵「欧州の軍事的統合」、『国際政治』第二七号、一九六四年、平瀬徹也「西ドイツ再軍備問題とフランス」、村瀬與雄編『現代独仏関係の展開』、日本国際問題研究所、一九七〇年、藤木登「フランスにおけるEDC論争」、関西外交史研究会編『現代外交の理論と歴史』、有信堂、一九七一年、藤木登「フランスのEDC政策」、『大東法学』第二号、一九七五年三月、肥田進「EDC崩壊をめぐるダレス外交」、『早稲田政治公法研究』第七号、一九七八年二月、がある。

(4) 黒神聰「西ドイツの欧州化」、『愛知学院大学法学研究』第一七巻一・二号、一九七四年七月。

(5) 拙稿「EC加盟国の政治協力——欧州とアラブとの対話」を事例として、『法学研究』第五四巻三号、一九八一年三月を参照されたい。

(6) 佐藤和男「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設に関する条約 解説と試訳」、『国際法外交雑誌』第五七巻二号、一九五八年六月、中村洗「欧州防衛共同体を設立するための条約」、『法学研究』第二六巻七号、一九五三年七月。